令和７年６月１日

**【第三期】大阪府求職者等教育訓練支援金**

**（通称：第三期大阪府スキルアップ支援金）　募集要項**

**―目　次―**

**Ⅰ．概要**

１．趣旨 ２

２．支給要件 ２

３．補助率 ８

４．補助対象経費 ８

**Ⅱ．申請手続き**

1. 手続きの主な流れ １２

２．申請方法 １３

**Ⅲ．支給**

１．支給の決定、通知 １６

２．支払 １６

**Ⅳ．その他** １６

**Ⅴ．申請・問合せ先** １７

**申請に必要な書類** １８

**様式・記入例** ２１

**支援金の不正受給は犯罪です！**

**支給要件を満たさないにも関わらず、支給要件を満たしているように装って申請し、支援金を受給することは犯罪です。**

**支援金の不正受給が判明した場合、支援金の全額返金のほか、　違約金を支払っていただくことがあります。**

**Ⅰ．概要**

**１．趣旨**

**物価高騰の影響を受けている求職者の早期の就業並びに在職者・内定者の能力開発及び向上のため、職業に関する教育訓練を受けた場合、第三期大阪府求職者等教育訓練支援金（通称：第三期大阪府スキルアップ支援金）（以下「支援金」という。）を支給します。**

**２．支給要件**

**次の（１）から（９）までのいずれにも該当する方に支給します。**

（雇用保険に加入している方及び加入見込みの方（企業から採用内定が出ている方）には、（4）及び（5）の要件は適用しません）

**なお、申請期限内であっても、予算がなくなり次第、申請の受付を終了します。**

**（１）　厚生労働省の教育訓練給付制度の指定を受けている****教育訓練（以下「指定教育訓練」という。）の受講開始日において、大阪府内に住所を有している方**

【補足　受講開始日について】

受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日、通信制の場合は教材等の発送日（郵送の場合は消印の日付、宅配の場合は伝票に記載の受付日等、データ形式の場合は、教材をダウンロードした日）になります。

**（２）　指定教育訓練のうち、令和７年４月１日以降に開講される講座を受講し、令和８年２月28日までに修了した方**

【参考　教育訓練給付制度について】

教育訓練給付制度は厚生労働省の制度であり、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、指定教育訓練を修了した際に受講費用の一部が支給されるもので、次の教育訓練があります。

・一般教育訓練（雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練）

・特定一般教育訓練（特に速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練）

・専門実践教育訓練（特に中長期的キャリア形成に資する教育訓練）

教育訓練給付制度の詳細や支援金の対象となる講座（指定教育訓練）は以下から確認できます。

・厚生労働省　教育訓練給付制度

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

・教育訓練給付制度　厚生労働大臣指定教育訓練講座

検索システム https://www.kyufu. mhlw.go.jp/kensaku/



**（３）　以下のいずれかに該当する方（P６のフローチャートを参照してください。）**

**ア．　今まで雇用保険に加入したことがない方（学生を除く）**

【補足　雇用保険が適用される学生について】

雇用保険が適用される、夜間学部の学生や通信教育を受けている学生は支援金の対象です。

**イ．過去に雇用保険に加入したことがあり、受講開始日において雇用保険に加入していない方**

**【a】　直近の雇用保険に加入しなくなった日の翌日から受講開始日までの期間が１年以上の方**

**【b】　直近の雇用保険に加入しなくなった日の翌日から受講開始日までの期間が１年未満であり、かつ直近の雇用保険の加入期間が１年未満の方（専門実践教育訓練を受講する場合は、直近の雇用保険の加入期間が２年未満の方）**

**【c】　直近の雇用保険に加入しなくなった日の翌日から受講開始日までの期間が１年未満であり、かつ教育訓練給付金を受給したことがあって、その支給決定日から３年未満の方**

**【d】　直近の雇用保険に加入しなくなった日の翌日から受講開始日までの期間が１年未満であり、かつ教育訓練給付金を受給したことがあって、その支給決定日から３年以上経過しており、前回の指定教育訓練の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が３年未満の方**

**ウ．受講開始日において雇用保険に加入している方**

**【e】　受講開始日において雇用保険に加入しており、雇用保険の加入期間が１年未満の方（専門実践教育訓練を受講する場合は、雇用保険の加入期間が２年未満の方）**

**【f】　受講開始日において雇用保険に加入しており、かつ厚生労働省の教育訓練給付金を受給したことがあって、その支給決定日から３年未満の方**

**【g】　受講開始日において雇用保険に加入しており、かつ厚生労働省の教育訓練給付金を受給したことがあって、その支給決定日から３年以上経過しており、前回の指定教育訓練の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が３年未満の方**

【補足　雇用保険について】

１週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある方は、原則として雇用保険の被保険者となります。

雇用保険の加入期間は、加入していない空白期間が１年以内の場合、その前の加入期間を通算しますので、過去の加入期間も必ずご確認ください。

例）

●　　 ●○　　○●　　 ●○　　○●　　 ★

※過去に厚生労働省の教育訓練給付金を受給したことがある方は、その受講開始日より前の雇用保険の加入期間は通算しません。

雇用保険の加入状況については、P17の雇用保険被保険者離職票や雇用保険資格喪失確認通知書等で確認できます。働いている方は、勤務先にご確認ください。

雇用保険の加入状況を含め、厚生労働省の教育訓練給付金の受給資格の有無については、住居所地を管轄するハローワークに確認することができます。

受講開始日

加入期間　　 空白期間 　　 加入期間　　 空白期間 　　 加入期間

６か月　　　１年以内　　　 ６か月　 　１年以内　 　６か月

2回の空白期間が１年以内のため、加入期間は全て通算して18か月となり、

この場合、支給対象外となります。

**（４）　指定教育訓練の受講開始日において、１年以上継続して求職（転職）活動をしている方**（雇用保険に加入している方及び加入見込みの方（企業から採用内定が出ている方）は不要です）

【補足　求職（転職）活動について】

求職（転職）活動とは次のいずれかに該当するものです。

・就職に関する各種講座やセミナーの受講など

・ハローワーク、新聞やインターネット等での求人情報の閲覧

・職業紹介等を受けたこと、求人に応募したこと、面接を受けたこと

・合同企業説明会等への参加

・就職のための各種国家資格や検定等の資格試験の受験

・その他、求職（転職）活動として認められるもの

**（５）　大阪府の就職支援施設「OSAKAしごとフィールド」に登録済の方**

（雇用保険に加入している方及び加入見込みの方（企業から採用内定が出ている方）は不要です）

【参考　OSAKAしごとフィールドへの登録について】

支援金の事前登録を行うと、OSAKAしごとフィールドに自動的に登録となります。

OSAKAしごとフィールドでは、キャリアカウンセリング、各種セミナー、合同企業説明会等による就職支援を実施していますので、ご活用ください。

https://shigotofield.jp/



**（６）　講座を受講する目的が以下のいずれかに該当する方**

**・求職中の方**

**大阪府スキルアップ支援金のHPに掲載の、資格やスキルを活かせる求人を閲覧のうえ、正規雇用で就業することを目的としていること**

**・ 雇用保険に加入している方及び加入見込みの方（企業から採用内定が出ている方）**

**職業に必要な能力の開発及び向上を目的としていること**

【参考　資格やスキルを活かせる求人について】

大阪府スキルアップ支援金のHPに、支援金を活用される方等に向け、「資格やスキルを活かせる求人」を掲載していますのでご活用ください。

<https://next.ni-deau.jp/skillup/recruitment-view/>

※これらの求人への応募は支給要件ではありません。



**（７）　令和７年度に支援金を利用していない方**

【補足　令和６年度以前の大阪府スキルアップ支援金の利用について】

令和６年度以前に大阪府スキルアップ支援金を利用した方は支援金の対象です。

**（８）　以下のいずれにも該当しない方**

**ア　雇用保険が適用されない公務員の方**

**イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年未満の場合**

【補足　雇用保険が適用される公務員について】

雇用保険が適用される、会計年度任用職員等の公務員は支援金の対象です。

**（９）　反社会的勢力との関係を有しないこと**

【補足　反社会的勢力について】

反社会的勢力は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいいます。

**支給対象・対象外　フローチャート**

以下のフローチャートで、支給要件に該当するかご確認ください。

（※すべて受講開始日時点でお考えください。）

支給対象外

**大阪府民であり、学生もしくは公務員ではない**

はい

いいえ

**雇用保険に加入している**

はい

いいえ

**１年以上継続して求職活動しており、かつOSAKAしごとフィールドに登録しており、正社員として就職することを講座受講の目的としている**

**（企業から採用内定が出ている方は問いませんので、「はい」に進んでください）**

はい

いいえ

支給対象外

**過去に雇用保険に加入したことがある**

はい

いいえ

**雇用保険に加入しなくなった日の翌日から１年以上が経過している**

はい

いいえ

**厚生労働省の教育訓練給付を受けたことがある**

はい

いいえ

**前回の教育訓練給付の支給決定日から**

**３年未満である**

**直近、もしくは現在の雇用保険の加入期間が1年未満である（専門実践訓練を受講する場合は2年未満）**

はい

いいえ

はい

いいえ

いいえ

支給対象外

**前回の受講開始日以降、雇用保険の**

**加入期間が3年未満である**

はい

**支給対象**

**（ただし、支援金の支給は申請書類を審査して決定します。）**

**３．補助率**

**（１）　運輸・建設関係の講座（指定教育訓練の「取得目標とする資格の名称、レベル」が、自動車運転の業務又は工作物の建設の事業に関するもので、別表１（P８）に該当する講座）**

**４分の３（1円未満切り捨て）の範囲内**

**（２）　デジタル関係の講座（指定教育訓練の「取得目標とする資格の名称、レベル」が、デジタル関係であり、別表２（P９，10）に該当する講座）**

**４分の３（1円未満切り捨て）の範囲内**

**（３）　上記以外の講座**

**２分の１（1円未満切り捨て）かつ２０万円の範囲内**

【参考　指定教育訓練の「取得目標とする資格の名称、レベル」について】

　以下の検索システムにより、各講座の「詳細を見る」から確認いただけます。

・教育訓練給付制度　厚生労働大臣指定教育訓練講座　検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



**４．補助対象経費**

**指定教育訓練の受講のために支払った入学料及び受講料の合計。ただし、対象となる講座数は１講座までであり、また、以下の経費は補助対象となりません。**

・検定試験の受験料

・受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費

・補講費

・教育訓練施設が開催する各種行事参加のための費用

・交通費

・パソコンなどの器材の費用

・クレジット会社に対する手数料

・未納の額

・その他、受講にあたって必ずしも必要でない費用

**なお、以下の割引や現金還付等がある場合は、その金額を差し引いて申請しなければなりません。**

・各種割引制度等の適用により割引かれた金額

・教育訓練施設等からの還付予定額（ポイント還付等を含む）

・事業主等から支給される手当等

・その他、受講にあたって必ずしも必要でない費用

**別表１（運輸・建設関係）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | アーク溶接特別教育 | 20 | 消防設備士試験 |
| 2 | 移動式クレーン運転士免許 | 21 | ショベルローダー等運転技能講習 |
| 3 | 運行管理者 | 22 | 造園施工管理技術検定（一級・二級） |
| 4 | 大型自動車免許（第一種・第二種） | 23 | 玉掛技能講習 |
| 5 | 大型特殊自動車免許 | 24 | 中型自動車免許（第一種・第二種） |
| 6 | 海技士 | 25 | 電気工事士試験（第一種・第二種） |
| 7 | ガス溶接技能講習 | 26 | 電気工事施工管理技術検定（一級・二級） |
| 8 | ガス溶接作業主任者 | 27 | 電気主任技術者試験（第三種・第二種） |
| 9 | 管工事施工管理技術検定（一級・二級） | 28 | 電気通信工事担任者試験 |
| 10 | 給水装置工事主任技術者試験 | 29 | 電気通信工事施工管理技術検定（一級・二級） |
| 11 | クレーン・デリック運転士免許 | 30 | 土木施工管理技術検定（一級・二級） |
| 12 | けん引免許 | 31 | フォークリフト運転技能講習 |
| 13 | 建設機械施工管理技術検定（一級・二級） | 32 | 不整地運搬車運転技能講習 |
| 14 | 建築施工管理技術検定（一級・二級） | 33 | 普通自動車第二種免許 |
| 15 | 高所作業車運転技能講習 | 34 | 舗装施工管理技術者資格試験（一級・二級） |
| 16 | 小型移動式クレーン技能講習 | 35 | 無人航空機操縦士 |
| 17 | 車両系建設機械運転技能講習 | 36 | 床上操作式クレーン技能講習 |
| 18 | 準中型自動車第一種免許 | 37 | 溶接技能者評価試験 |
| 19 | 浄化槽設備士試験 | 38 | その他、知事が運輸・建設業関連の資格として認めるもの |

**別表２（デジタル関係）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | ICTプロフィシエンシー検定試験 | 37 | CGエンジニア検定 |
| 2 | ITサービスマネージャ | 38 | CGクリエイター検定 |
| 3 | ITストラテジスト | 39 | シスコ認定資格 |
| 4 | ITパスポート | 40 | システムアーキテクト試験 |
| 5 | ITIL | 41 | システム監査技術者 |
| 6 | IBMホームページ・ビルダー | 42 | JAVAプログラミング能力認定試験 |
| 7 | Accessビジネスデータベース技能認定試験 | 43 | 情報活用試験 |
| 8 | アドビ認定資格 | 44 | 情報処理安全確保支援士試験 |
| 9 | Androidアプリケーション技術者認定試験 | 45 | 情報処理技術者試験 |
| 10 | ETEC | 46 | 情報処理技能検定試験 |
| 11 | 医事コンピュータ能力技能検定試験 | 47 | 第四次産業革命スキル習得講座 |
| 12 | 医事コンピュータ技能検定試験 | 48 | DTPエキスパート・マイスター |
| 13 | Illustratorクリエイター能力認定試験 | 49 | DTP検定 |
| 14 | インターネット検定（ドットコムマスター） | 50 | データベーススペシャリスト |
| 15 | インターネット実務検定 | 51 | テクニカルエンジニア試験 |
| 16 | VBAエキスパート | 52 | 電子会計実務検定試験 |
| 17 | Webクリエイター能力認定試験 | 53 | 日商PC検定試験 |
| 18 | Webデザイナー検定 | 54 | 日本語ワープロ検定試験 |
| 19 | ウェブデザイン技能検定 | 55 | ネットワークスペシャリスト |
| 20 | HTML5プロフェッショナル認定試験 | 56 | Python3エンジニア認定試験 |
| 21 | AWS認定試験 | 57 | パソコンインストラクター資格認定試験 |
| 22 | Excel表計算処理技能認定試験 | 58 | パソコン技能検定Ⅱ種試験 |
| 23 | LPIC認定試験 | 59 | PowerPointプレゼンテーション技能認定試験 |
| 24 | 応用情報処理技術者試験 | 60 | PHP8技術者認定試験 |
| 25 | Oracle認定資格 | 61 | Photoshopクリエイター能力認定試験 |
| 26 | 画像処理エンジニア検定 | 62 | プレゼンテーション作成検定試験 |
| 27 | 基本情報技術者試験 | 63 | プロジェクトマネージャ試験 |
| 28 | CADアドミニストレーター認定試験 | 64 | 文書デザイン検定試験 |
| 29 | CAD利用技術者試験 | 65 | ホームページ作成検定試験 |
| 30 | 建築CAD検定 | 66 | ホームページ製作能力認定検定 |
| 31 | コンピュータ会計能力検定試験 | 67 | マイクロソフト認定資格 |
| 32 | コンピュータサービス技能評価試験 | 68 | マルチメディア検定 |
| 33 | CompTIA | 69 | LinuC |
| 34 | ３次元CADトレーサー認定試験 | 70 | Word文書処理技能認定試験 |
| 35 | C言語プログラミング能力認定試験 | 71 | その他、知事がデジタル関連の資格として認めるもの |
| 36 | G検定 |

**Ⅱ.申請手続き**

**１．手続きの主な流れ**

**教育訓練施設に対し、支援金を申請することを伝え、**

**指定教育訓練の申込や入学料等の支払いを行う**

「支援金事前登録フォーム」にて、必要事項を事前登録

※事前登録順に受付け、予算がなくなった時点で受付を終了します。受付を終了した時点で事前登録がなければ支給できません。

**【事前登録】入学料等の支払い後（後払い等の場合は受講申込後）速やかに**

**【申請】指定教育訓練の受講修了日の翌日から1か月以内（※）**

「支援金申請フォーム」にて、「受講期間に関する情報」及び「受講終了後の就職状況」の入力、「誓約・同意事項」の確認及び入力、申請に必要な添付書類のアップロード

【最終の申請期限】

受講修了日の翌日から1か月を超えても受け付けますが、最終の申請期限は令和８年３月10日（火）午後11時59分までであり、それ以降の申請は受け付けません。（郵送の場合は当日の消印有効）

**申請内容の審査**

**不備等があれば、訂正の上、再提出**

**支援金の支給・不支給の決定**

**支援金の支払**

**２．申請方法**

**以下の（１）から（４）までの手続きを行ってください。なお、事前登録及び申請は原則としてオンラインで行ってください。ただし、オンライン申請が困難な場合には、郵送等により申請（P15）を行ってください。**

**（１）　教育訓練施設への、指定教育訓練の受講申込及び入学料等の支払（後払いの場合は不要）、支援金を申請する旨の申告**

**（２）　事前登録**

支援金事前登録フォームから、以下ア及びイの登録を行ってください。求職者の方で、P５に記載の支給要件の２（５）OSAKAしごとフィールドへの登録を行っていない方は、この事前登録をもってOSAKAしごとフィールドへの登録を兼ねることとなります。

なお、支援金は事前登録順に受付け、予算がなくなった時点で受付を終了します。受付を終了した時点で事前登録がなければ支給できません。

**ア　「申請者の情報」、「指定教育訓練に関する情報」及び「申請額」の登録**

・各項目に必要事項を入力してください。

・実施施設名、種別、講座名、指定番号は、教育訓練施設が公開する明示書に記載されています。ご不明な場合は、教育訓練施設にお問い合わせください。また、P２に記載の講座検索システムから検索することもできます。

**イ　教育訓練施設が発行した領収書等のアップロード**

・教育訓練施設が発行した領収書等（クレジットカードによる支払いの場合は、クレジット支払証明書（大阪府指定様式のため教育訓練施設に発行を依頼してください））の写真画像等をアップロードしてください。

・入学料等が後払い等の場合は、アの「申請額」に支払予定額を入力し、受講料の振込関係書類など、指定教育訓練に申し込んだことや受講することが確認できる書類の写真画像等をアップロードしてください。支払いが完了し領収書等がそろい次第、支援金申請フォームから入学料等の修正や領収書等のアップロードを行ってください。

【補足　写真画像等のアップロードについて】

各データの保存形式は、JPG、JPEG、PNGまたはPDFのみです。

【補足　事前登録完了後の修正や手続きについて】

事前登録完了後の修正はできませんので、登録内容に誤りが無いか事前にご確認ください。

登録後に内容の修正等が必要になった場合は、大阪府スキルアップ支援金事務局までご連絡ください。

登録アドレスあてに事前登録の受付完了メールを送信する際、「支援金申請フォーム」のURLも添付いたします。指定教育訓練の受講修了後、申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

**（３）　申請（指定教育訓練の受講修了後、１か月以内）**

（２）の事前登録の受付完了メールに記載の「支援金申請フォーム」のURLより、以下ア及びイの入力、並びにウのアップロードを行い、「この内容で申請する」ボタンを押してください。

令和８年３月10日（火）午後11時59分が申請期限になります。令和８年２月11日（水）以降に受講を修了した方は、申請期限までの期間が１か月未満になりますのでご注意ください。

【参考　申請までのスケジュール例について】

１か月

受講期間

指定教育訓練受講開始日

令和７年11月8日の場合

受講修了日

令和８年1月7日の場合

申請期限

令和８年３月10日

**令和８年2月6日**

**までに申請**

**ア　「受講期間に関する情報」、「受講修了後の就職状況」及び「振込口座に関する情報」の入力**

　　必要事項を入力してください。

**イ　誓約・同意事項の確認及び入力**

全ての誓約・同意事項の確認を行ったうえでチェックを入れてください。チェックが１つでも漏れている場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

**ウ　申請に必要な事項に係る書類のアップロード**

必要書類（P17～P19の申請１～６参照）をアップロードしてください。

【補足　申請完了後の修正について】

申請完了後の修正はできませんので、申請内容に誤りが無いか事前にご確認ください。

申請完了後に内容の修正等が必要になった場合は、大阪府スキルアップ支援金事務局までご連絡ください。

**（４）　申請内容の補正等**

追加資料や修正後の資料については、「再申請サポートページ」より、オンラインでご提出いただけます。ご利用については個別にご案内します。

インターネット環境が無い方は、特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便により送付してください。郵便物の表面には、「不足（修正）書類在中」と記載してください。（提出先はP15参照）

申請書類の提出が全て確認できた後、審査を行います。審査後は、申請書類を一切返却しません。

**【インターネット環境が無いなどオンライン申請が困難な方について】**

・事前登録は、大阪府求職者等教育訓練支援金申請書（申請者、教育訓練等に関する情報）（様式第１-３号）（P20～P21）に必要事項を記載し、教育訓練施設が発行した領収書等（クレジットカードによる支払いの場合は、クレジット支払証明書（大阪府指定様式））とともに、大阪府スキルアップ支援金事務局に郵送もしくは持参してください。なお、「申請額」について、入学料等が後払い等の場合は、支払予定額を記載してください。支払いが完了し領収書等が揃い次第、改めて様式第１-３号と領収書等の写しを郵送もしくは持参してください。

・申請は、大阪府求職者等教育訓練支援金申請書（受講期間等に関する情報）（様式

第２号）（P22）、誓約・同意書（求職者用）（様式第３-４号）又は（在職者・内定者用）（様式第３-５号）（P23～P24）に必要事項を記載し、申請に必要な添付書類（P17～P19の申請１～６参照）を揃えて、大阪府スキルアップ支援金事務局に郵送もしくは持参してください。

・消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用不可です。

・申請に必要となる様式は次の場所において配架します。書類の入手が困難な場合は、大阪府スキルアップ支援金事務局までご連絡ください。

**エル・おおさか本館**

〔住所〕〒540－0031　大阪市中央区北浜東3－14

**申請書類の提出先**

**大阪府スキルアップ支援金事務局**

〔住　　所〕〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14　エル・おおさか

〔開設時間〕平日の午前９時から午後6時まで

〔電話番号〕０６－６９６６－１０３０

【補足　郵送について】

特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便により送付してください。

【参考　持参について】

オンライン申請及び郵送による提出と同様に、受け付けた順番で審査します。

受付の際に、提出書類の確認及び審査は行いません。提出書類に不備がある場合は、改めて大阪府スキルアップ支援金事務局より連絡します。

**Ⅲ．支給**

**１．支給の決定、通知**

（１）　審査の結果、支給要件を満たすと認められる場合は予算の範囲内で支援金を支給します。

（２）　支援金を支給する決定をした場合は、登録のあった金融機関口座への入金をもって、支給決定の通知とします。

また、支援金を支給しない決定をした場合は、後日、大阪府求職者等教育訓練支援金不支給決定通知書（様式第４号）（P25）にて不支給に関する通知をします。

**２．支払**

大阪府スキルアップ支援金事務局より、登録のあった金融機関口座に振り込みます。

**Ⅳ．その他**

１．支給決定の取消し、延滞金及び違約金

　　支援金の支給決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、当該支援金の支給決定を取り消します。その際、大阪府求職者等教育訓練支援金不支給決定通知書（様式第４号）（P25）にて不支給に関する通知をします。

支援金が支給されている場合、申請者は、定められた期日までに当該支援金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、延滞金を支払わなければなりません。

さらに、虚偽等があった場合は、違約金を支払わなければなりません。

２．支援金の支給要件を満たしていないことが判明した場合は、大阪府求職者等教育訓練支援金支給要件欠如届出書（様式第５号）（P26）により、その旨を速やかに届け出る必要があります。届け出る場合は、大阪府スキルアップ支援金事務局までご連絡ください。

３．支援金を申請した後に申請を取り下げる場合には、大阪府求職者等教育訓練支援金申請取下書（様式第６号）（P27）により、その旨を速やかに大阪府に届け出る必要があります。届け出る場合は、大阪府スキルアップ支援金事務局までご連絡ください。

４．申請者の指定教育訓練の受講修了の事実について、大阪府から教育訓練施設に確認します。

５．申請に関する情報を税務情報に使用することがあります。

６．申請に関する情報について、大阪府の他の補助金等の事業における審査、交付等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供することがあります。

７．雇用保険の加入状況や厚生労働省の教育訓練給付金の受給の有無について、大阪府労働局に確認することがあります。

８．大阪府は、申請者への就職決定状況に関する調査等を実施することがありますので、ご対応をお願いします。

９．個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に必要な限りにおいて、大阪府が事務委託している事業者や教育訓練施設と共有する場合があります。

10．申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

**Ⅴ．申請・問合せ先**

**大阪府スキルアップ支援金事務局**

〔住　　所〕〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14　エル・おおさか

〔開設時間〕平日の午前９時から午後6時まで

〔電話番号〕０６－６９６６－１０３０

**事前登録**

**申請に必要な書類**

**１．指定教育訓練経費の確認ができる書類（全ての方に必要です）**

教育訓練施設発行の領収書等（クレジットカードによる支払いの場合は、クレジット支払証明書（大阪府指定様式のため教育訓練施設に発行を依頼してください）の写真画像等を提出してください。

郵送もしくは持参の場合は、上記に加え、大阪府求職者等教育訓練支援金申請書（申請者、指定教育訓練等に関する情報）（様式第１-３号）も必要です。

**申請**

**１．指定教育訓練を受け、修了したことの確認ができる書類（全ての方に必要です）**

教育訓練施設発行の修了証明書（大阪府指定様式によるもの）の写真画像等を提出してください。

**２．指定教育訓練の受講開始日における雇用保険の加入状況の確認ができる書類**

**（１）　今まで雇用保険に加入したことがない方**

　　　提出する書類はありません。

**（２）　過去に雇用保険に加入したことがあり、受講開始日において雇用保険に加入していない方**

　　　以下の書類等のうち、いずれか１つの写真画像等を提出してください。

・雇用保険被保険者離職票

・雇用保険資格喪失確認通知書

・雇用保険受給資格者証

・マイナポータルにおける、雇用保険の資格取得日等が表示されている画面

【参考　雇用保険に関する書類について】

雇用保険被保険者離職票とは、雇用保険の失業給付（基本手当）を受給するときに必要な書類で、退職後10日前後までに、退職した事業主から渡されるものです。

雇用保険資格喪失確認通知書とは、退職時に受け取る、雇用保険の資格が喪失されたことを証明する書類です。

雇用保険受給資格者証とは、離職された方が雇用保険、失業給付の受給手続き後、ハローワークで発行される書類であり、失業手当を受け取る資格（受給資格）を証明するものです。

**（３）　雇用保険に加入している方**

　　　以下の書類等のうち、いずれか１つの写真画像等を提出してください。

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

・マイナポータルにおける、雇用保険の資格取得日等が表示されている画面

【参考　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書について】

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書とは、被保険者となったことについて確認がなされた場合に、ハローワークより発行されるものです。提出は、被保険者・事業主通知用のどちらでも構いません。

**３．振込先の確認ができる書類（通帳の写真画像等）（全ての方に必要です）**

支援金申請フォーム「振込口座に関する情報」に入力した口座と同じものを提出してください。

金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）を確認できる写真画像等を提出してください。なお、日本国内の口座に限ります。

ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、ネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかる各金融機関のホームページ画面の写真画像を提出してください。

**４．受講開始日において大阪府内に住所を有することの確認ができる書類（全ての方に必要です）**

次のいずれかの写真画像等を提出してください。いずれの場合も指定教育訓練の受講開始日において有効なものに限ります。

・運転免許証(表・裏の両方) 　　　・各種健康保険証(表・裏の両方)

・住民基本台帳カード(表面)　　　 ・パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)

・マイナンバーカード(表面) ※裏面（個人番号が記載された面）の提出は不要です・在留カード（表・裏の両方）　　 ・特別永住者証明書（表・裏の両方）

・外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)

・住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し

**５．本人確認ができる書類（全ての方に必要ですが４．と同じ書類であれば提出不要です**

次のいずれかの写真画像等を提出してください。いずれの場合も指定教育訓練の受講開始日において有効なものに限ります。

・運転免許証(表・裏の両方) 　　　・各種健康保険証(表・裏の両方)

・住民基本台帳カード(表面)　　　 ・パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)

・マイナンバーカード(表面) ※裏面（個人番号が記載された面）の提出は不要です・在留カード（表・裏の両方）　　 ・特別永住者証明書（表・裏の両方）

・外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)

・住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し

**６．厚生労働省の教育訓練給付金の支給決定日を確認できる書類（厚生労働省の教育訓練給付金を受給したことがあって、「Ⅰ．２．支給要件」の（３）イ．【ｃ】もしくは【ｄ】、または（３）ウ．【ｆ】もしくは【ｇ】に該当する方のみ必要です。）**

　以下のいずれかの写真画像等を提出してください。

　(1)　 一般教育訓練給付金を受給された方

　　　　　・教育訓練給付金（一般教育訓練給付金）支給・不支給決定通知書

　　　　　・マイナポータルの教育訓練給付金の支給決定日が記載されたページ

　(2) 　特定一般教育訓練給付金を受給された方

　　　　　・教育訓練給付金（特定一般教育訓練給付金）支給・不支給決定通知書

　　　　　・マイナポータルの教育訓練給付金の支給決定日が記載されたページ

　(3) 　専門実践教育訓練給付金を受給された方

　　　　　・教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証（第１面から第４面まで）

　　　　　・教育訓練受給資格通知

　　　　　・マイナポータルの教育訓練給付金の支給決定日が記載されたページ

【補足　申請に必要な書類が無い場合について】

申請に必要な書類が無い場合は、支援金申請フォームにより申立を行ってください。郵送もしくは持参の場合は、様式第7号により申立を行ってください。

【補足　郵送もしくは持参の場合について】

上記の書類の写しに加え、大阪府求職者等教育訓練支援金申請書（受講期間等に関する情報）（様式第２号）及び誓約・同意事項（様式第３-４号 求職者用）又は（様式第３-５号　在職者・内定者用）も必要です。

**※オンライン申請の場合は申請フォームの入力のみ（印刷不要）**

**（様式第１-３号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**大阪府求職者等教育訓練支援金支給規則及び大阪府求職者等教育訓練支援金支給要綱の内容を了承の上、以下のとおり申請します。なお、以下に記載した事項については事実と相違ありません。**

**１　申請者の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 氏名のフリガナ |  |
| 現在の住所 | 郵便番号 |  |
| 都道府県、市区町村 |  |
| 町字名、番地等 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 性別 | 男性 ・ 女性 ・ 回答しない |
| 連絡先（電話番号） |  |
| 支給要件の該当（※すべて今回申請する指定教育訓練の受講開始日時点でお答えください。）**（求職者の場合）チェック欄①の全てをチェック、②には当てはまるもの一つだけチェックして下さい。****（内定者・在職者の場合）チェック欄①の一部をチェック、②には当てはまるもの一つだけチェックして下さい。****チェック欄①****在職者****内定者****求職者****受講開始日において、大阪府内に住所を有している****はい****正社員としての就職または職業に必要な能力開発及び向上を目的として、****令和７年４月１日以降に開講される指定教育訓練を受講し、令和８年２月28日までに修了した****はい****はい****いいえ****いいえ****いいえ****支給対象外****いいえ****いいえ****はい****はい****過去に雇用保険に加入したことがある****１年以上継続して求職活動しており、かつOSAKAしごとフィールドに登録している****雇用保険に加入している****はい****いいえ****はい****はい****はい****いいえ****雇用保険に加入しなくなった日の翌日から１年以上経過している****国の教育訓練給付を受けたことがある****直近もしくは現在の雇用保険の加入期間が１年未満**（専門実践教育訓練を受講する場合は２年未満）**はい****前回の教育訓練給付の支給決定日****から３年未満である****前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が３年未満である****チェック欄②** |

**２　指定教育訓練に関する情報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講開始日における住所（現在の住所と同じ場合は記載不要） | 郵便番号 |  |
| 都道府県、市区町村 |  |
| 町字名、番地等 |  |
| 実施施設名 |  |
| 種別 | □　一般教育訓練　□　特定一般教育訓練□　専門実践教育訓練 |
| 講座名 |  | 指定番号 |  |
| 建設・運輸関係又はデジタル関係の資格取得をめざして受講される方は、別表１又は別表２の中で該当する資格の番号を記載してください別表（　　）　番号（　　　）　　該当しない場合は、記載不要。 |
| 開講日（通学の場合）または教材等の発送日（通信制の場合）（予定日で構いません） | 令和　年　　月　　　日 |
| 受講修了日（予定日で構いません） | 令和　年　　月　　　日 |
| 就職を希望する業種（いずれかにチェックして下さい。複数回答可） | □建設業　□製造業　□電気・ガス・熱供給・水道業□情報通信業　□運輸業，郵便業　□卸売業，小売業□金融業，保険業　□不動産業，物品賃貸業□学術研究，専門・技術サービス業　□宿泊業，飲食サービス業□生活関連サービス業，娯楽業　□教育，学習支援業□医療，福祉　□複合サービス事業□サービス業（他に分類されないもの）　□その他 |

**３　申請額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入学料及び受講料の合計額 | （Ａ） | 円 |
| 差し引くもの（※）の額 | （Ｂ） | 円 |
| 合計額（Ａ）―（Ｂ） | （Ｃ） | 円 |

申請額を、受講した講座に応じて以下のいずれかに記載ください

**＜補助率が３／４の講座（別表１又は別表２に該当する講座）の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額（Ｃ）×３／４（１円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　円 |

**＜補助率が１／２の講座（別表１又は別表２に該当しない講座）の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額（Ｃ）×１／２（上限20万円）（１円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　円 |

（※）　差し引くものとは、「各種割引制度等の適用により割り引かれた金額」「指定教育訓練の実施者等からの還付金額（ポイント還付等を含む）」「事業主等から申請者に対して支給される手当」等のことをいいます。

**（様式第２号）**

**※オンライン申請の場合は申請フォームの入力のみ（印刷不要）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**大阪府求職者等教育訓練支援金　申請書**

**（受講期間等に関する情報）**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 氏名のフリガナ |  |
| 生年月日 | 年　　月　　　日 |
| 開講日（通学の場合）または教材等の発送日（通信制の場合） | 令和　年　　月　　　日 |
| 受講修了日 | 令和　年　　月　　　日 |
| 受講修了後の就職状況について（いずれかにチェックして下さい。） | □就職決定□就職活動中□その他 |

**振込口座に関する情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　 |
| 支店名 | 　 | 金融機関コード | 　 |
| 預金種目 | 　 | 支店コード | 　 |
| 振込先名義（カタカナ） |  | 口座番号 |  |

**（様式第３－４号）**

**※オンライン申請の場合は申請フォームの入力のみ（印刷不要）**

**誓約・同意書（求職者用）**

**私は、「大阪府求職者等教育訓練支援金（以下「支援金」という。）」の支給を申請するに当たり、早期の就業を目的に、下記の内容について、誓約・同意致します。**

記

**※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請要件を全て満たしています。 | □ |
| 大阪府スキルアップ支援金のＨＰに掲載の資格やスキルを活かせる求人に応募のうえ、正社員として就職することを目的に指定教育訓練を受講しました。 | □ |
| 指定教育訓練の受講開始日において、１年以上継続して求職（転職）活動をしています。 | □ |
| 雇用保険の加入の有無や加入状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | □ |
| 支援金を申請する指定教育訓練について、国の教育訓練給付制度には申請しません。 | □ |
| 申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還と必要に応じて違約金の支払いに応じます。 | □ |
| 雇用保険の加入状況や指定教育訓練の受講履歴について、必要に応じて大阪府が大阪労働局へ照会し、大阪労働局が回答することに同意します。 | □ |
| 大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。 | □ |
| 申請書類に記載された情報について、大阪府の他の補助金等の事業における審査、交付等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供することについて同意します。 | □ |
| 個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務委託している事業者へ提供することに同意します。 | □ |
| 申請のあった指定教育訓練に関し、大阪府が指定教育訓練実施者に修了の事実を照会し、指定教育訓練実施者が大阪府に回答することに同意します。 | □ |
| 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。 | □ |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。 | □ |
| 拘禁刑以上の刑に処せられたことはありません。もしくは、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年以上経過しています。 | □ |
| 大阪府が申請者への就職決定状況に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。 | □ |
| 申請する指定教育訓練の費用に対して、「各種割引制度等の適用により割り引かれた金額」「指定教育訓練の実施者等からの還付金額（ポイント還付等を含む）」「事業主等から申請者に対して支給される手当」等の金額を差し引いて申請しました。 | □ |

**《雇用保険に加入したことがある方のみ》**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の教育訓練給付金の受給状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | □ |

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事 様**

**住　所**

**氏　名**

**（様式第３－５号）**

**※オンライン申請の場合は申請フォームの入力のみ（印刷不要）**

**誓約・同意書（在職者・内定者用）**

**私は、「大阪府求職者等教育訓練支援金（以下「支援金」という。）」の支給を申請するに当たり、職業に必要な能力の開発及び向上を目的に、下記の内容について、誓約・同意致します。**

記

**※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請要件を全て満たしています。 | □ |
| 職業に必要な能力の開発及び向上に活用することを目的に指定教育訓練を受講しました。 | □ |
| 雇用保険の加入の有無や加入状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | □ |
| 支援金を申請する指定教育訓練について、国の教育訓練給付制度には申請しません。 | □ |
| 申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還と必要に応じて違約金の支払いに応じます。 | □ |
| 雇用保険の加入状況や指定教育訓練の受講履歴について、必要に応じて大阪府が大阪労働局へ照会し、大阪労働局が回答することに同意します。 | □ |
| 大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。 | □ |
| 申請書類に記載された情報について、大阪府の他の補助金等の事業における審査、交付等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供することについて同意します。 | □ |
| 大阪府の他の補助金等の事業における審査、交付等の事務にあたり、支援金を受給されたという情報が勤務先に伝わる可能性があることを理解し、同意します。 | □ |
| 個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務委託している事業者へ提供することに同意します。 | □ |
| 申請のあった指定教育訓練に関し、大阪府が指定教育訓練実施者に修了の事実を照会し、指定教育訓練実施者が大阪府に回答することに同意します。 | □ |
| 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。 | □ |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。 | □ |
| 拘禁刑以上の刑に処せられたことはありません。もしくは、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年以上経過しています。 | □ |
| 大阪府が申請者への就職決定状況に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。 | □ |
| 申請する指定教育訓練の費用に対して、「各種割引制度等の適用により割り引かれた金額」「指定教育訓練の実施者等からの還付金額（ポイント還付等を含む）」「事業主等から申請者に対して支給される手当」等の金額を差し引いて申請しました。 | □ |
| 国の教育訓練給付金の受給状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | □ |

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事 様**

**住　所**

**氏　名**

**（様式第４号）**

**第　　　　　号**

**令和　　年　　月　　日**

**様**

**大阪府知事**

**大阪府求職者等教育訓練支援金不支給決定通知書**

**令和　　年　　月　　日付で申請のあった標記の支援金について、下記の理由により不支給と決定しましたので、通知します。**

**記**

**不支給理由：**

**（様式第５号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事 様**

**住　　所**

**氏　　名**

**連 絡 先**

**大阪府求職者等教育訓練支援金支給要件欠如届出書**

**令和　　年　　月　　日に支給のあった標記の支援金について、支給の要件を満たしていないことが明らかになったため、大阪府求職者等教育訓練支援金交付要綱第７条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。**

**記**

**支給の要件を満たさなくなった事項：**

**（様式第６号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**住　　所**

**氏　　名**

**連 絡 先**

**事業**

**大阪府求職者等教育訓練支援金申請取下書**

**令和　年　月　日付で申請した標記の支援金について、申請を取り下げます。**

**（様式第７号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**住　　所**

**氏　　名**

**連 絡 先**

**事業**

**大阪府求職者等教育訓練支援金申請に係る申立書**

**令和　年　月　日付で申請した標記の支援金について、以下のとおり申し立てます。**

**１．本申立書を提出する理由　（番号に○をしてください）**

**（１）申請に必要な書類を提出できないため**

**（２）（１）以外の場合で提出する書類と申請内容が一致しないため**

**（３）その他**

**２．上記１について理由などの説明（経過・事実等）**

|  |
| --- |
| **【理由】** |

事前登録日を記載ください

**記入例**

**（様式第１-３号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**大阪府求職者等教育訓練支援金支給規則及び大阪府求職者等教育訓練支援金支給要綱の内容を了承の上、以下のとおり申請します。なお、以下に記載した事項については事実と相違ありません。**

**１　申請者の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 大阪　太郎 |
| 氏名のフリガナ | オオサカ　タロウ |
| 現在の住所 | 郵便番号 | ●●●―●●●● |
| 都道府県、市区町村 | 大阪府●●市●●区●●町 |
| 町字名、番地等 | ●―●● |
| 生年月日 | ●●年●月●日 | 性別 | 男性 ・ 女性 ・ 回答しない |
| 連絡先（電話番号） | ●●●―●●●●―●●●● |
| 支給要件の該当（※すべて今回申請する指定教育訓練の受講開始日時点でお答えください。）**（求職者の場合）チェック欄①の全てをチェック、②には当てはまるもの一つだけチェックして下さい。****（内定者・在職者の場合）チェック欄①の一部をチェック、②には当てはまるもの一つだけチェックして下さい。****チェック欄①****在職者****内定者****求職者****✓****受講開始日において、大阪府内に住所を有している****はい****正社員としての就職または職業に必要な能力開発及び向上を目的として、****令和７年４月１日以降に開講される指定教育訓練を受講し、令和８年２月28日までに修了した****✓****はい****✓****✓****いいえ****いいえ****支給対象外****いいえ****いいえ****いいえ****はい****はい****はい****過去に雇用保険に加入したことがある****１年以上継続して求職活動しており、かつOSAKAしごとフィールドに登録している****雇用保険に加入している****はい****いいえ****はい****はい****はい****いいえ****雇用保険に加入しなくなった日の翌日から１年以上経過している****国の教育訓練給付を受けたことがある****直近もしくは現在の雇用保険の加入期間が１年未満**（専門実践教育訓練を受講する場合は２年未満）**はい****前回の教育訓練給付の支給決定日****から３年未満である****前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が３年未満である****チェック欄②** |

**２　指定教育訓練に関する情報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講開始日における住所（現在の住所と同じ場合は記載不要） | 郵便番号 |  |
| 都道府県、市区町村 |  |
| 町字名、番地等 | **15桁の指定番号を記入してください。ご不明な場合は、教育訓練施設にお問い合わせください。** |
| 実施施設名 |  |
| 種別 | □　一般教育訓練　**✓**□　特定一般教育訓練□　専門実践教育訓練 |
| 講座名 | ●●●●●●●●●●●● | 指定番号 | ●●●●●●●―●●●●●●●●―● |
| 建設・運輸関係又はデジタル関係の資格取得をめざして受講される方は、別表１又は別表２の中で該当する資格の番号を記載してください別表（●）　番号　（　●●　）　　該当しない場合は、記載不要。 |
| 開講日（通学の場合）または教材等の発送日（通信制の場合）（予定日で構いません） | 令和●年●月●日 |
| 受講修了日（予定日で構いません） | 令和●年●月●日 |
| 就職を希望する業種（いずれかにチェックして下さい。複数回答可） | □建設業　□製造業　□電気・ガス・熱供給・水道業**✓**□情報通信業　□運輸業，郵便業　□卸売業，小売業□金融業，保険業　□不動産業，物品賃貸業□学術研究，専門・技術サービス業　□宿泊業，飲食サービス業□生活関連サービス業，娯楽業　□教育，学習支援業□医療，福祉　□複合サービス事業□サービス業（他に分類されないもの）　□その他 |

**３　申請額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入学料及び受講料の合計額 | （Ａ） | 100,000円 |
| 差し引くもの（※）の額 | （Ｂ） | 10,000円 |
| 合計額（Ａ）―（Ｂ） | （Ｃ） | 90,000円 |

申請額を、受講した講座に応じて以下のいずれかに記載ください

**＜補助率が３／４の講座（別表１又は別表２に該当する講座）の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額（Ｃ）×３／４（１円未満切り捨て） | 67,500円 |

**＜補助率が１／２の講座（別表１又は別表２に該当しない講座）の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額（Ｃ）×１／２（上限20万円）（１円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　円 |

（※）　差し引くものとは、「各種割引制度等の適用により割り引かれた金額」「指定教育訓練の実施者等からの還付金額（ポイント還付等を含む）」「事業主等から申請者に対して支給される手当」等のことをいいます。

**（様式第２号）**

**令和　　年　　月　　日**

**大阪府知事　様**

**大阪府求職者等教育訓練支援金　申請書**

**（受講期間等に関する情報）**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 大阪　太郎 |
| 氏名のフリガナ | オオサカ　タロウ |
| 生年月日 | ●●年●月●日 |
| 開講日（通学の場合）または教材等の発送日（通信制の場合） | 令和●年●月●日 |
| 受講修了日 | 令和●年●月●日 |
| 受講修了後の就職状況について（いずれかにチェックして下さい。） | ☑就職決定□就職活動中□その他 |

**振込口座に関する情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　●●●銀行 |
| 支店名 | 　●●支店 | 金融機関コード | 　●●●● |
| 預金種目 | 　普通 | 支店コード | 　●●●● |
| 振込先名義（カタカナ） | オオサカ　タロウ | 口座番号 | ●●●●●●● |

**ゆうちょ銀行の場合は以下のリンクをご参照ください。**

**https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj\_sk\_kz\_furikomi\_ksk.html**

**通帳に記載の名義を正確にご記入ください。（記載内容に誤りがあると振込みエラーとなり、支給に時間を要する場合があります。）**

**（様式第３－４号）**

**誓約・同意書（求職者用）**

**私は、「大阪府求職者等教育訓練支援金（以下「支援金」という。）」の支給を申請するに当たり、早期の就業を目的に、下記の内容について、誓約・同意致します。**

**全ての項目にチェックがない場合、支給できません。**

記

**※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請要件を全て満たしています。 | ☑ |
| ОＳＡＫＡしごとフィールドのＨＰに掲載の資格やスキルを活かせる求人に応募のうえ、正社員として就職することを目的に指定教育訓練を受講しました。 | ☑ |
| 指定教育訓練の受講開始日において、１年以上継続して求職（転職）活動をしています。 | ☑ |
| 雇用保険の加入の有無や加入状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | ☑ |
| 支援金を申請する指定教育訓練について、国の教育訓練給付制度には申請しません。 | ☑ |
| 申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還と必要に応じて違約金の支払いに応じます。 | ☑ |
| 雇用保険の加入状況や指定教育訓練の受講履歴について、必要に応じて大阪府が大阪労働局へ照会し、大阪労働局が回答することに同意します。 | ☑ |
| 大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。 | ☑ |
| 申請書類に記載された情報について、大阪府の他の補助金等の事業における審査、交付等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供することについて同意します。 | ☑ |
| 個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務委託している事業者へ提供することに同意します。 | ☑ |
| 申請のあった指定教育訓練に関し、大阪府が指定教育訓練実施者に修了の事実を照会し、指定教育訓練実施者が大阪府に回答することに同意します。 | ☑ |
| 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。 | ☑ |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。 | ☑ |
| 拘禁刑以上の刑に処せられたことはありません。もしくは、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年以上経過しています。 | ☑ |
| 大阪府が申請者への就職決定状況に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。 | ☑ |
| 申請する指定教育訓練の費用に対して、「各種割引制度等の適用により割り引かれた金額」「指定教育訓練の実施者等からの還付金額（ポイント還付等を含む）」「事業主等から申請者に対して支給される手当」等の金額を差し引いて申請しました。 | ☑ |

**《雇用保険に加入したことがある方のみ》**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の教育訓練給付金の受給状況に間違いありません。（様式第１－３号のフロー図参照） | ☑ |

**令和　●年　●月　●日**

**大阪府知事 様**

**住　所**大阪府●●市●●区●●町**●－●●**

**氏　名**大阪　太郎